

【 津嘉山南地区 】 市街化調整区域における地区計画 についての説明会及び縦覧のお知らせ

津嘉山小学校周辺において、市街化調整区域における地区計画の指定を予定しております。

今回、津嘉山南地区地区計画について沖縄県と下協議が整いましたので説明会及び縦覧を行います。

令和6年8月29日に地区計画(案)の内容について説明しております。
前回の説明からの変更箇所は、以下のとおりです。
変更箇所の詳細は右下「変更箇所」をご覧ください。

○市街化調整区域における地区計画(案)変更箇所○
変更1. 道路、公共空地を地区施設として位置付け
変更2. 垣柵の変更

【住民説明会のお知らせ】

日時：令和7年11月12日(水) 19:00～
場所：津嘉山地域振興資料館(津嘉山公民館)

【原案の縦覧・意見提出のお知らせ】[土・日・祝日を除く]

縦覧期間：11月18日(火)～12月2日(火)
意見提出期間：11月18日(火)～12月9日(火)
縦覧・意見提出場所：南風原町役場4階まちづくり振興課

【お問合せ】

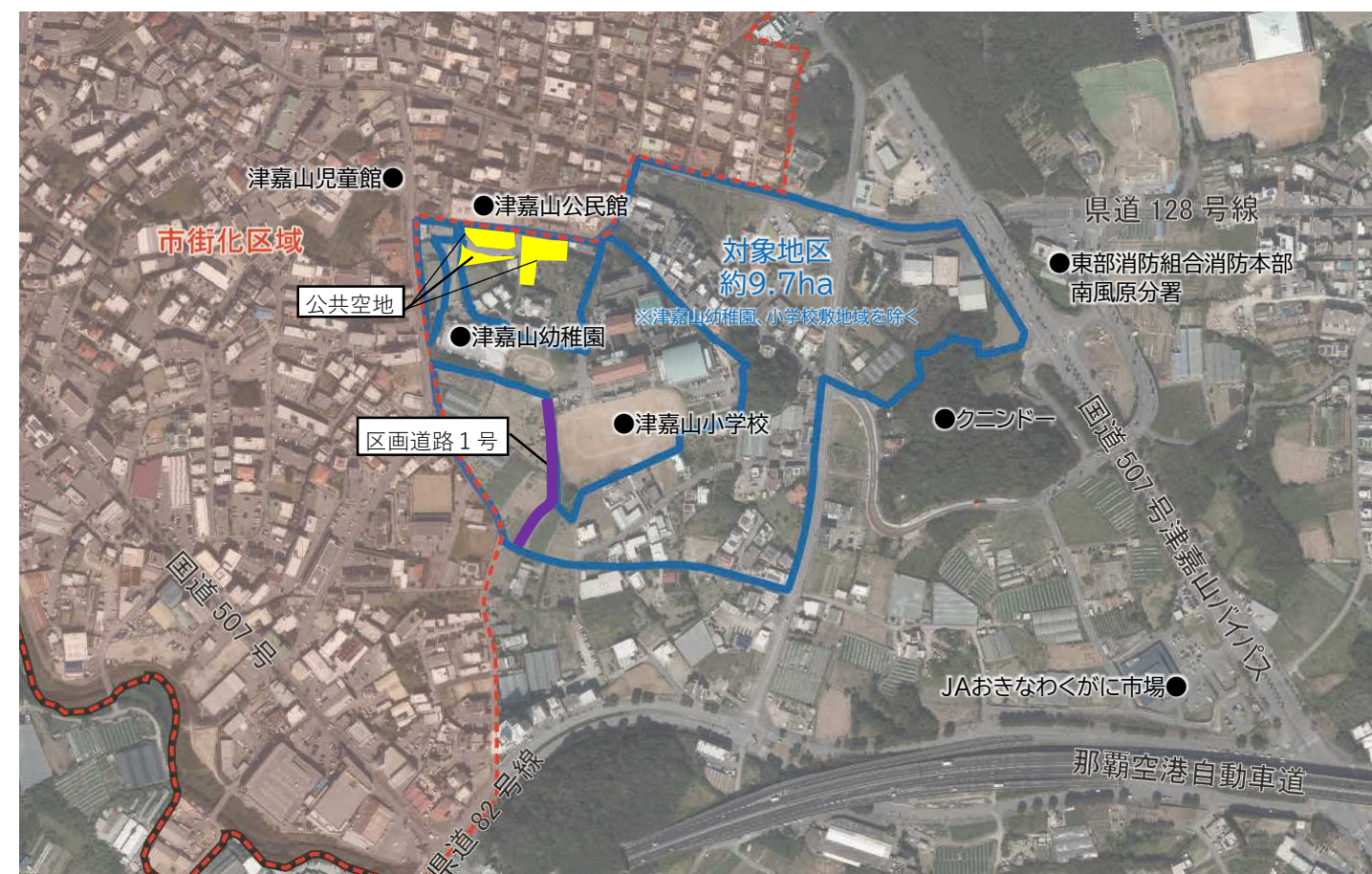
南風原町役場 まちづくり振興課(担当:照屋、奥本)

電話:889-4412

※詳しくは、町のホームページよりご確認ください。→→→



津嘉山南地区 地区計画の位置図



令和6年8月29日の説明内容からの「変更箇所」

変更1：重要な道路及び公共空地を地区施設として位置付けました。

地区施設の整備の方針	地区内の防災上重要な道路を地区施設として位置づけ、機能の維持を図る。また、津嘉山地域振興資料館前広場を公共空地として位置づけ、良好な居住環境の形成を図る。
------------	---

変更2：垣又は柵の構造の制限内容を変更しました。(全地区共通)

(旧) 地区計画(案)

垣又は柵の構造の制限内容	地盤面(設計GL)から0.9m以下、それを超える部分は透視性のあるもので全体の高さは1.5m以下
--------------	--

(新) 地区計画(案)

垣又は柵の構造の制限内容	道路境界線から1.0m以内に垣又は柵を設ける場合は、基礎部(塀)の高さは、敷地に接する道路の最高地点から0.9m以下、それを超える部分は透視性のあるもので全体の高さは1.5m以下とする。
--------------	---